

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和8年3月9日（月） 開会時間 午前9時59分  
閉会時間 午後2時47分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄  
副委員長 石原 政信  
委員 河西 敏郎 山田 一功 白井 友基 望月 大輔  
古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 若尾 洋一  
リニア推進監 矢野 昌 県土整備部次長 林 貴彦  
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 水口 保一  
県土整備部技監 久保 正樹 総括技術審査監 宮下 喜樹  
県土整備総務課長 長田 芳樹 建設業対策室長 鈴木 伸太郎  
リニア整備推進室長 関 俊也 用地課長 串田 良子  
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁  
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 金子 英人  
治水課長 山川 秀人 下水道室長 細田 智愁  
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 雨宮 康治  
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 米山 文人  
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 武藤 勉

森林環境部長 齊藤 武彦  
森林環境部理事（森林環境部次長事務取扱） 小澤 浩  
森林環境部次長（森林環境政策課長事務取扱） 渡邊 文昭  
森林環境部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美  
森林環境部技監 英賀 慶彦  
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道  
県有林課長 堀内 直 治山林道課長 篠原 淳  
大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小泉 友則

### 議題

（付託案件）

- 第 1 8 号 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等中改正の件
- 第 2 2 号 山梨県建築基準法施行条例等中改正の件
- 第 2 6 号 山梨県森林総合研究所手数料条例廃止の件
- 第 4 4 号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- 第 4 5 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

- 第 2 7 号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第 2 8 号 令和8年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 第 3 5 号 令和8年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第 4 1 号 令和8年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、森林環境部関係の順により行うこととし、午前9時59分から午後0時10分まで、途中休憩を挟み、午後1時09分から午後1時53分まで県土整備部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後2時09分から午後2時47分まで森林環境部関係の調査依頼案件の説明を受けた。

主な質疑等 県土整備部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（空き家活用住宅整備モデル事業費補助金について）

石原副委員長 まず1点、住宅対策室の課別説明書、県土51ページ、空き家活用住宅整備モデル事業費補助金についてお伺いいたします。

山梨県は、一時期、空き家率が全国ワースト1位ということであったんですが、御尽力のおかげでワーストワンを脱出したということで、日頃、対策は市町村と連携してやられていることは十分承知しています。今回のこのモデル事業について、御説明があった丹波山村、小菅村、道志村で空き家を活用した住宅整備のモデル事業を行うということなんですが、改めて背景と事業の内容についてお伺いいたします。

中島住宅対策室長 まず、今回の事業の背景ですけれども、大都市に近い山間地域の自治体では、山村

留学や子育てを自然豊かな場所で行いたいという移住者などから多くの移住相談が寄せられています。しかし、受け入れるための住宅が不足しているため、受入れを断念せざるを得ない状況でございます。県では、こうした課題を共有する丹波山村、小菅村、道志村と連携し、空き家を活用した住宅整備を進めることとしております。

具体的な事業の内容ですが、村が空き家所有者と、10年以上にわたる賃貸借契約を結んでいただき、その後、移住者が安心して快適に暮らせるよう、村が必要な改修を行うものであり、その改修に要する費用の4分の1を県が補助するという事業の内容でございます。

石原副委員長 先日、テレビの放送で小菅村のほうへ80歳代の御夫婦が引っ越してきたという話で、夫婦で一生懸命生活していたり、お子さんを連れて新しい環境の中で生活しているという、ドラマ的なドキュメンタリー番組を見ていて、なかなかいいことだなと思ったのですが、空き家の状態も様々な中で、移住者の方が快適に暮らせるようにすることがまず大前提だと思うのです。そのときにどのような改修をお考えなのか、また、空き家の程度によっては、大分費用がかかるのではないかとはおもっておりますが、村への補助額等も教えていただければと思います。

中島住宅対策室長 まず、今回の空き家の改修ですが、丹波山村、小菅村は非常に寒い地域でありますし、地域の気象条件や移住者のニーズなどを踏まえて、まず安全であること、次に快適性、こうした性能を確保した住宅が整備できるように、複数の補助メニューを設定させていただいております。

まず、1つ目が、台所や浴室などの水回りの設備を主に改修する場合。2つ目が、水回り設備に加え、窓の断熱改修を行う場合。3つ目が、外壁などの断熱改修を含んだ全体的なリフォームを行う場合。こうした3つの補助メニューを設定しまして、補助額については、県が上限を設定しておりまして、最初の水回りについては150万円、水回りと窓の断熱を行う場合は425万円、外壁を含んだ全体的なリフォームを行う場合は875万円を限度として県が補助することとしております。

また、昭和56年5月以前の旧耐震性能の空き家もございますので、耐震性の向上に資する工事も条件としまして、その場合の費用については、さらに105万円を上限に加算することとしております。

石原副委員長 ただいま聞いた3つの補助内容の金額は、大分厚くしていただいていると思っております。

そこで、今回の事業は、3つの村をモデル地域として事業を行うのですが、今後、ほかの市町村への展開をどのように考えているのか、お伺いいたします。

中島住宅対策室長 今回はモデル事業ですので、まず、この3村において今回のモデル事業による課題や効果などを検証していく必要があると考えております。例えば、空き家を改修することで、移住者のニーズに応じた住宅の提供が可能となったのかどうか。また、一定の改修費を投じて家賃収入が得られることで、村の経費負担につながり、継続的に取り組

んでいくことが可能なのか。また、空き家の活用事例をホームページ等で公表することで可視化し、空き家の所有者に対して空き家の活用に対する意識の醸成につながるか。こういった視点等を十分検証した上で、その他の市町村の意見も聞きながら、今後の展開については検討していきたいと思っております。

石原副委員長 私在地元の昭和町でも、空き家は少ないのですが、老朽化したものを改築して守っていかねばいけない建物がたくさんあるので、その辺、ぜひとも成功していただきまして、各市町村へ広げていただきたいと思っております。

（都市計画マスタープラン策定費について）

臼井委員 県土38ページのマスタープランのことについてお伺いいたします。  
もう少し内容を詳しく教えていただければと思います。

雨宮都市計画課長 現行の都市計画マスタープランが設定されているのですが、リニア駅周辺については、広域交流拠点という拠点の位置づけをいたしまして、交通結接機能はそこに集積していき、それ以外の必要な機能については、今後の需要等を見極めて検討していくという形で、この法定計画が決められています。

広域交流拠点ということで駅のところを位置づけていますが、拠点のエリアの大きさや、エリアの中で行う都市施設や、土地利用の方針等は定めていないという状況になっています。

現在、駅南を中心に、甲府市からまちづくりの基盤整備の方針が公表され、今後のまちづくりの基本計画が令和9年度に向けてつくられていくということで、県も、その計画と整合を図って、そういったものが実現できるような土地利用計画、マスタープランの改定作業に令和8年度から着手するという内容になります。

臼井委員 甲府市もマスタープランの改定を行うということは聞いています。これはちょっと僕の捉え方なのかもしれませんけれども、県の都市計画区域マスタープランありきで市のプランをつくるのかなというイメージを持っているんですけども、その辺は話し合いをしながらプランをつくっていくのか、それとも、市がこういうことをやるから、県がそれに合わせてマスタープランを改定していくのか。県と市の関係性はどのようなのでしょうか。

雨宮都市計画課長 法律上は、都市計画区域マスタープランに即して、市町村のマスタープランを定めるということになっています。あくまでマスタープランは、道路や、公園などの都市施設の土地利用の方針等になってきますので、その方針というのは出てきたマスタープランですと、抽象的な矢印や丸などの形で示されるということになります。その中に具体的な都市施設などを書き込んでいきますが、それについては、各市町村の計画を実現できるような形で調整を図っていくということなので、区域マスに市町村のマスタープランが即すという形で法律上はなっていますが、そこは調整をしながらやっていくということになります。

ただし、県の都市計画の方針とずれるものについては、やはり協議をしていかなければならないと考えております。したがって、全部が全部、市町村の計画を全部県のマスタープランに位置づけるというものでありません。

臼井委員

ということは、必ずしも県ありきで市が県の方針に合わせて決めていくということではないという理解をさせていただきました。そこは話合いの中で、県も、ある程度、実現をさせてあげるためにマスタープランを改定していくということもあり得ると理解させていただきました。

とはいえ、協議はしていかなければいけないところもあるということですが、市のほうでも駅前をどうしていくのか、いよいよ動きが出始めてきたと理解させていただいています。その中で、いろいろと話合いを進めて協議をしていかなければいけないということは、例えば、これは確認ですけれども、市がやっていきたいというものに対して、これはだめだと言うこともあり得るという理解でもいいですか。

雨宮都市計画課長

現在、人口減少、高齢化社会を迎えるに当たって、コンパクトシティという形で、なるべく開発する区域を拠点というところに絞っていくような縮小型の都市計画を考えております。例えば、こういった大きな方針に、全く違う方向で市町村の協議が上がってくるということであれば、それは県としても受け入れられない。都市計画区域マスタープランについては法定計画になりますので、当然、国との協議、それから、例えば、調整区域であれば農林水産省、農政部との協議等もございますので、受け入れられないものが出てくるという可能性はあると思いますが、そのようなことがないように調整をしまいる予定です。

臼井委員

現行の都市計画区域マスタープランについては、もちろん広域という意味で、中央市など交通関係のところでも触れられていると思いますけれども、中央市も同じようにマスタープランの改定が行われる予定になっているんですか。中央市に限らず、7都市計画ということで、他の市町村でもマスタープランの改定が行われるという理解でよろしいですか。

雨宮都市計画課長

甲府市は、今年度から市のマスタープランの改定に着手しておりますが、それぞれの市町村につきましては、それぞれの市町村いわく10年からもしくは20年という計画でマスタープランを策定しておりますので、改定する市町村もあれば、改定しないところもあると思います。

今回、県で改定するに当たって、もちろん国などとの協議もございますが、都市計画区域内の各市町村にも意見を聞く中で改定作業を行ってまいりますので、駅の南に甲府市がつくっているのですが、例えば中央市のほうでも同じような計画をマスタープランのほうで位置づけていますので、そういったものが実現できるような形で調整を図ってまいりたいと思っています。

臼井委員

債務負担行為を設定していますけれども、期間を令和9年度にしているということは、

令和9年度中に、甲府市等との調整も含め、改定を全て終わられるということでしょうか。

雨宮都市計画課長 令和8年度につきましては、改定作業といたしまして、市の計画、甲府市以外の計画もお聞きしながら、例えば市街地規模の設定や、土地利用の方針等を検討してまいります。検討に当たっては、学識者、有識者の意見であったり、国、それから関係機関の協議を経まして、来年度につきましては、都市計画区域マスタープランの素案の策定を行っていきたくと考えております。

この後は、都市計画の決定手続に入っていきますので、当然、住民説明会等を行ってまいりますから、その辺りは丁寧にやっていくということで、まずは令和8年度について、区域マスタープランの素案の策定を行いまして、その後の必要な手続の費用ということで債務負担行為を設定させていただいているという状況になります。

白井委員 来週ですか、駅の起工式を行う予定になっておりますけれども、大きなプロジェクトですから、リニアが来ることによって駅前がどうなっていくのかということは、私自身もそうですけれども、多くの県民の方々が、まだ見えていない。いろいろな話はあっても、まだやっぱり現実のものとして見えてこないところがあるんですけれども、その素案ができるということは、いよいよリニアの駅前がどういうふうになっていくのかということが明確になっていくという、そういう言い方までしていいのかわかりませんが、これをやることによって、駅前のイメージというか、そういったものが出てくるということになるのかどうかというのを、最後にちょっとお伺いいたします。

雨宮都市計画課長 マスタープランは、あくまで土地利用の方針等を示すので、例えば、県が示す拠点エリアの大きさの範囲であったり、その中で、今、調整区域でありますから、どういった手法で都市的な土地利用を行っていくかという方針であったり、その後、土地利用の方針としてどんな用途を誘導していくか、そして、その中に都市施設として道路であったり公園であったり、どのようなものが必要かというようなものが書かれたものがマスタープランになりますから、どちらかというとなら今後10年の方針になりますので、抽象的な表現のほうが正しい言い方かなと思っております。

白井委員 具体的な計画というのは、あくまで市の基本計画などで細かく示されていくということだと理解させていただきます。いずれにしても、そのベースづくりのために今回しっかりと改定をして、いよいよ本格的に、駅前の開発をどのようにしていくのかということが、これから進んでいくということでしょうか。

雨宮都市計画課長 今、委員がおっしゃったとおりで、具体的な計画は、それぞれの個別具体の計画になるんですが、マスタープランとしますと、それを実現するための土地利用であったり、都市施設の整備方針を示すと。このマスタープランに基づいて個別具体の都市計画決定が進みますので、本当に大きな方針というような形になると思います。

（高規格道路促進調査費について）

望月（大）委員 私からは、県土17ページの高速道路推進課の部分で、高規格道路促進調査費についてお伺いしたいと思います。

最初に、未事業区間について調査ということで御説明がありましたけれども、全体的な調査対象をお示しいただきたいと思います。

新藤高速道路推進課長 高規格道路促進調査費についてです。対象としますのは、未事業区間、それから事業化された区間になりますが、中部横断自動車道におきましては、長坂・八千穂間、それから新山梨環状道路の北部区間、加えて、リニア山梨県駅に直結することが予定されています、仮称甲府中央スマートインター、あとは、供用はしておりますが、中部横断自動車道の4車線化につきましても調査検討を行っております。

望月（大）委員 それぞれ調査を、これまでも継続して進めている部分もあると思いますけれども、最後に中部横断自動車道の4車線化の調査ということも出ておりましたけれども、今年度も恐らく調査をして、来年度も継続していくというふうに思うのですけれども、可能性も含めて、この調査内容の説明をいただければと思います。

新藤高速道路推進課長 中部横断自動車道の白根インターから双葉ジャンクション間につきましては、現在、暫定2車線で供用されておりますが、4車線化の優先整備区間ということで国が位置づけをしております。それらにつきまして、全国で約120か所がそういった区間に指定されているのですけれども、そこから事業化するに当たって3つの指標がございます。その指標について、最新のデータを入手しまして、4車線化の実現の可能性などについて検討しております。

委員から可能性ということについての御質問がございましたが、その辺につきましては、国のほうの検討結果を待つということになりますけれども、可能性につきましては、現時点では分からないということになります。

望月（大）委員 中部横断自動車道については、県民、あるいは県外から来る観光客も含めて、かなり需要が高まっているということで、これからのリニア開通も含めて、いろんな意味での物流の主要な道路ということで活用が増えてくると思います。可能性が分からないということでもありますけれども、これも国としっかり協議をしていただいて、実現が可能になるように、また検討していただければと思います。

もう一点ですけれども、新山梨環状道路で、現時点でのお示しできる部分で構いませんので、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

新藤高速道路推進課長 新山梨環状道路北部区間につきましては、国のほうで事業を進めておまして、現時点で広瀬から桜井間につきまして、今年度工事着手をしたと聞いております。

今後の予定につきましては、1月に国土交通省、山梨県、ネクスコ中日本がオブザーバーとして参加しました道路調整会議が開かれました。その中で、桜井ジャンクションから宇津谷交差点間につきまして、事業範囲の確定に必要な道路構造の設計がおおむね

完了したということで、今後、地元説明会など都市計画の変更に必要な手続を進めていくと説明を受けたところでもあります。県としましても、国のそういった手続などに協力してまいりたいと考えております。

（甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）用地事務等受託事業費について）

望月（大）委員 引き続き、次の甲府中央スマートインターチェンジの用地事務等受託事業費についてお伺いしたいと思います。

先ほどの高規格のほうの調査にも入ってございましたけれども、こちらについてはネクスコ中日本から受託して県が進めているということで、既に用地取得に向けて取り組まれていると思いますけれども、現時点での部分と、この事業費を使って今後の取組について中身を教えていただければと思います。

新藤高速道路推進課長 甲府中央スマートインターにつきましては、現時点、県が用地取得事務を受託していきまして、現状でいきますと、約9割の用地取得を完了しているところでございます。その後、埋蔵文化財調査などを行い、工事着手が可能などころからネクスコ中日本において着手しているところでございます。

また、今年度につきましては、残っております用地につきまして、鋭意、取得に向けて働きかけ、また、県のほうで、その用地取得の事務を行っていく予定でおります。

望月（大）委員 残り1割ということで、地元というか地権者さんとの協議も必要ということで思いますので、また御努力をお願いしたいと思います。

このスマートインターチェンジの全体的なインターチェンジ自体の着工と、今後の完成も含めたスケジュールをお示しいただきたいと思います。

新藤高速道路推進課長 現時点で工事着手しておりますのが中央自動車道から下りるランプ部の橋梁の下部工の工事を実施しております。現在は南側ですけれども、引き続き、上流側のほうの工事を、今年度以降、来年度に向けて実施する予定でおります。

全体のスケジュールという御質問ですけれども、まだ用地が残っておりますので、鋭意、用地取得を進めること、それから、あの周辺はリニア駅の工事ですとか関連する工事が非常に多くございますので、それらとの調整をしながら進めていくということになりますので、現時点でスマートインターチェンジの供用時期というのは、ネクスコ中日本のほうから説明はございません。

望月（大）委員 全体的にアクセス道路の着工も始まっていると思いますが、ネクスコ中日本からの受託なので、完成時期というか供用開始時期というのは、県として決めることはないということで、県としてこれまでに供用ができればいいというスケジュールのようなものはないのですか。

新藤高速道路推進課長 もちろんリニア駅の開業ですとか、リニア中央新幹線の供用に向けて、スマートインターチェンジが県内の交通ネットワークとして非常に必要なものであるというこ

とは認識しておりますので、リニア駅、それから、それ以外の環状道路の供用計画についても調整して進めていただきたいということをネクスコ中日本、さらには国のほうに引き続き要望活動をしていきたいと考えております。

（やまなし建設産業活性化支援対策費について）

古屋委員 県土6ページのやまなし建設産業活性化支援対策費についてお伺いしたいと思います。

この予算は毎年計上されているとされているのですが、私もこの事業について、大変興味を持っていますし、力を入れているところですけど、昨年度も多分、これを実施していると思うのですが、現状の課題、その効果というのはどんな状況にあるのか。まず、その点についてお伺いします。

鈴木建設業対策室長 実施の状況につきましては、ICT体験会については、建設課程を有する高校7校、それから中学校3校に対しまして行っております。ICT体験会等の出前講座におきまして、受講した生徒からは、建設業の働き方改革が進んでいるとか、最新技術が進んでいることによりまして、従来の3Kのイメージがなくなっているという意見が出されましたので、それが効果だと思っております。

それから、順番は前後しますが、課題につきましては、若年層の入職者が少ないということと、入職後に離職するケースが多いということでございまして、その離職を防止するための若手離職者の防止に向けた会議というものも、先ほどの予算の中にもございましたけれども、計上しております。

古屋委員 もう一点は、相談窓口が設置されているわけでありましてけれども、この相談窓口、私も勉強不足でありますけれども、相談を受ける方というのはどのような体制になっているか。また、昨年度、相談件数というのはどの程度あったのか、お伺いしたいと思います。

鈴木建設業対策室長 相談の窓口につきましては、専従の会計年度任用職員ですが、1名を配置しております。相談の件数につきましては、令和6年度が直近でございまして、相談件数43件でございます。

古屋委員 担い手の対策なんですけど、特にここで書かれております産官学の連携、これは具体的にどのようなお考えで本年度は実施していくのか。内容について御説明をいただきたいと思っております。

鈴木建設業対策室長 産学官につきましては、建設業の関係団体の代表者の方、行政、山梨県、山梨労働局、建設課程を有する高校、山梨大学を代表する委員からなります山梨県建設産業担い手確保育成産学官連携会議というものを設置いたしまして、そこで策定いたしましたアクションプランに基づきまして、各種施策を実施しているところでございます。

事業主体は県だけではなく、業界団体、特に建設業協会が主体となって行っている事

業もあり、例えば、小学校に出向いて1年生に重機に乗ってもらう「じどう車くらべ」というような事業も組み合わせまして実施しております。

特に山梨県の場合、地元の高校生を対象とした取組をしているため、建設課程を有する高校の先生からの意見も聞いているところでございます。

古屋委員 去年、建設業協会に行つて意見交換をしたことがあるんですが、女性の方が中心になって、女性の人材確保に向けて、こういった取組をしているというPRもいただきました。建設業界においても、大学卒業の理数系の方々を含めて、これからは女性の取り込みというのは非常に重要になってくると思うんですけれども、そういった部分の対策というのは、県としてはどのように支援を含めてお手伝いをしていくのか。まずその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

鈴木建設業対策室長 委員からお話のございました委員会の県内調査におきまして、けんせつ小町甲斐という、建設業協会の担い手部会の中に設置されているものを見ていただいたんですけども、その中に、県の土木職の女性職員もメンバーとして入っておりまして、活動しております。

県が事業主体として行っている事業といたしましては、女性技術者の活躍・定着推進に向けた会議というものを設置いたしまして、産学官の話し合いをしております。特に、一番問題になりますのは、ライフイベントとキャリア形成の両立についてなのですが、それについての好事例の展開を検討させていただいております。

古屋委員 今おっしゃるように、年間120万円の予算計上がされているのですが、これからは、もう少し、このところは手厚くして、予算をもう少し盛って、しっかりした人材育成を行っていないと、5年間で強靱化対策の予算を相当組んでいるわけですから、そういった部分に対応していくためには、やはり、現場のそれぞれの会社が、いい人材を持って、いい仕事をしてもらわないと、県の事業にも影響してくると思います。今、予算について、どうこうは言いませんけれども、これからの方向性として、支援をしっかりと拡充あるいは充実していただきたいと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

鈴木建設業対策室長 委員のおっしゃるとおりでございます。建設課程を有する高校の卒業生のみならず、山梨県出身の土木工学系の大学生に対しての周知も拡大しておりまして、例えば、東京事務所ですとか大阪事務所において、合同企業説明会を開催するというような周知を、これまで以上に進めているところでございます。

古屋委員 最後、すっとんと私の心に落ちませんでした。この中にも地元の山梨大学の工学部を出て、県の仕事をしている方が、かなりいらっしゃると思いますから、県外にも大学が多くありますが、まさに県と大学が連携を取って、充実強化を図っていただきたいと思っております。

（交通対策道路事業費について）

次に、県土20ページの交通対策道路事業費について、これは、道路の標識だとか、あるいは道路に横断歩道と書いてある部分が薄れているとか、私どももよく気がつくんですが、これは新規の予算と捉えてよろしいか。確認でお聞きしたいと思います。

金子道路管理課長 令和8年度の交通対策で計上している予算につきましては、あくまで継続の予算と  
いいますか、新たに何かというものではなくて、今まで行ってきた施設の区画線の補修  
であったり、標識の補修であるとか、歩道の設置に対する予算でございます。

（地震防災対策推進事業費について）

古屋委員 最後に、県土49ページ、地震防災対策費関連についてお伺いしたいと思います。

このところ、それぞれ地震対策を含めて補助金を出しているということですが、この予算を使って住宅を耐震化している家屋は、現在、全県でどのくらい整備されているのか、お伺いしたいと思います。

米山建築住宅課長 まず、昨年度については、能登半島地震の影響がありまして、耐震診断は467件、  
耐震改修は62件、またシェルターは7件の補助の利用がありました。今年度については、1月時点の状況  
でございますが、耐震診断は204件、耐震改修は昨年度を上回る79件、シェルターは6件の補助の申請  
があった状況でございます。

古屋委員 この事業は何年か継続して行っていると思うのですが、この事業によって耐震化した  
家屋は、山梨県に合計でどのくらいあるのか、シェルターも含めてお聞きしたいと思います。

米山建築住宅課長 平成15年頃から耐震診断の補助を始めておりまして、令和6年度末の合計ですが、  
耐震診断の支援事業が1万1,375件、設計の支援補助も途中からやっております、  
390件、耐震改修の支援事業については549件、一部、耐震改修の支援事業で建て  
替えも含んでいるパターンがありまして、それが179件、低コスト工法の割増補助が  
38件、また、建て替えに関する支援事業のみで138件、シェルターについては、周  
知がなかなかできない中で、全体でいうと30件という実績になっております。

古屋委員 やはり県だけでは、なかなかこういった事業は思うように進まないわけではありますが、  
市町村を含めた連携、あるいは、今後、県としての目標値など、この事業に対する考え  
方をお聞かせいただきたいと思います。

米山建築住宅課長 現在、山梨県耐震改修促進計画は、令和2年度末における耐震化率は、住宅が87.  
3%という率になっています。この計画では、令和7年度末までに耐震化率を95%に  
するという目標を掲げて、市町村と連携して進めております。現在、令和7年度末の耐  
震化率を推計しているところでございますが、今年度末には、耐震改修促進計画の改定  
を行い、また、目標値を定める中で、市町村と連携してしっかり取り組んでまいりたい

と思っています。

古屋委員　これも大変大事な事業だと思っています。とにかくお金がかかるから、なかなか思うように進まなかったりするところは十分分かりますけれども、私どももしっかりPRしながら推進していきたいと思いますので、答弁はいりませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（土地開発公社債務処理対策費について）

菅野委員　では、何件か伺います。

まず、県土8ページ、土地開発公社債務処理対策費について伺います。

こちらについては、先ほど答弁もありましたけれども、米倉山の造成地及び市川三郷町の工業団地をめぐる公社の特別損失や債務を県が補填しているものということですが、令和8年度については、令和7年3月に策定をされた土地開発公社開発プランに基づいて、県からの無利子貸付金と債務処理対策補助金によって計画的に債務処理が行われる方向だと思いますが、まず現状、どのようになっているのか、お伺いします。

串田用地課長　現在の状況ということでございますけれども、公社の残債につきましては、今年度末は54億4,000万円が残っております。これにつきまして、先ほど申し上げましたように、貸付金と補助金で段階的に債務を減少させていくわけですが、これを令和19年度まで補助金によって債務を減らしまして、令和19年度末につきまして債務をゼロにしまして公社を閉じるということになっています。

したがって、現在、公社の状況といたしましては、新規事業を行っていない状況となっております。最低限の事務職員と、貸付事業が市川三郷町の太陽光パネルのところだけ土地を貸しておりますので、その賃料の収入というような事務手続を進めている状況となっております。

菅野委員　今、答弁にありましたとおり、令和19年度までには債務処理を終えて、公社を解散するというので、今後の見通しも、今、御答弁いただいたとおり、令和19年度までということとは確実に終えられそうだとことを確認してよろしいでしょうか。

串田用地課長　おっしゃるとおりでございます。

（道路事業費負担金について）

菅野委員　次に、県土14ページの道路事業費負担金についてお伺いします。

こちらについては、国の直轄事業に関する負担金ということですが、新山梨環状道路北部区間及び中部横断自動車道、長坂・八千穂区間が含まれているのかどうか、伺います。

保坂道路整備課長　国が進めております新山梨環状道路北部区間及び中部横断自動車道につきまして、この道路事業費負担金の新設区分の新設、そして改築のところに含まれております。

菅野委員            それでは、具体的にどのような事業内容を予定しているのか、伺います。

新藤高速道路推進課長    まず、中部横断道の負担金につきましては、工事用道路の撤去などの残務整理をするということを国のほうから報告を受けております。

また、新山梨環状道路北部区間につきましては、こちらにつきましては、用地買収を推進するとともに、設計に必要な地質調査、併せて国のほうで工事着手しております向町地区において地盤改良工事を実施すると聞いております。

菅野委員            そうしますと、北部区間につきましては、県土の12ページで、先ほど事業の御説明にありました新山梨環状道路用地事務受託事務費で北部区間が含まれるというお話でしたので、その関係が含まれているという理解でよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長    県土12ページの新山梨環状道路用地事務受託事業費は、これは国が進めています北部区間の広瀬・桜井間の用地取得を県が受託しているものでありまして、その用地取得に伴います人件費、その他必要な費用をここへ計上をさせてもらっております。

先ほど県土14ページの道路事業費負担金につきましては、北部区間の国が進めます工事ですとか調査設計に要する費用の県負担金という内容になってございます。

それと、先ほど私の答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきたいのですが、委員からの御質問の中に中部横断自動車道の長坂・八千穂間も、この道路事業費負担金の対象になっているかという御質問がございましたけれども、そこは対象にはなっておりませんで、中部横断につきましては、あくまで山梨・静岡間のほうの国の事業費が県の負担金の対象になってございます。申し訳ございませんでした。

菅野委員            では、確認をさせていただきたいのですが、先ほど道路事業費負担金のところで、私の質問に対しては、新山梨環状道路北部区間の御説明の中でも、地質調査、向町の地盤改良以外に用地買収ということをおっしゃったと思ったので、県土12ページのほうの事業のことをおっしゃっているのかなと思いましたがというのが、まず1点。

中部横断自動車道、長坂・八千穂間と先ほど御答弁があったところでは、工事用道路撤去の残務整理等とおっしゃったので、これが山梨・静岡間の話という理解でよろしいでしょうか。

新藤高速道路推進課長    まず、中部横断自動車道につきましては、この県の負担金の用途につきましては、既に供用済みの中部横断自動車道の部分についての不用になりました工事用道路の撤去など、残務整理に使うということになります。

付け加えまして、用地についてですけれども、国の直轄事業で行っています区間で、広瀬から桜井区間、こちらにつきましては、国のほうで、現在、用地取得を鋭意進めているところがございます、それらに要する用地補償費が、この負担金の中にも対象になるという整理でございます。

（市街地再開発事業費補助金について）

菅野委員

県土の38ページ、市街地再開発事業費補助金について伺います。

こちらについては、旧岡島百貨店跡地の再開発に対する補助金かと思えますけれども、それで間違いないでしょうか。まず伺います。

雨宮都市計画課長 この補助金につきましては、委員おっしゃるように、旧岡島百貨店跡地の再開発事業に対する補助金となります。

菅野委員

こちらの旧岡島百貨店跡地の開発につきましては、先日6日の新聞報道によりますと、当初、2025年度中に予定されていた工事の着工が延期をされ、2026年度後半に着工する見通しだということです。県としては、この計画変更については承知をしていたのでしょうか、伺います。

雨宮都市計画課長 施工者に補助を行うのが甲府市ということになります。県は、甲府市に対して、事業費の半分を補助金として補助するという形になりますので、見直しの関係につきましては、甲府市のほうから話をちゃんと聞いて確認をしております。

菅野委員

工事の内容について、市の担当課は、テナントや映画館など商業棟の規模を縮小する計画はないけれども、階層構成など、建物の階層が変更される可能性があるかと聞いています。新聞報道です。今回の予算は、こうした階層が変わるですとか、そういった可能性を考慮しての設定なのかどうか、伺います。

雨宮都市計画課長 今回の予算につきましては、先ほど申しましたように、甲府市の予算と合わせて、我々のほうで計上をしております。甲府市からの話ですと、当初計画しておりました基礎工事、これに対する工事の補助金ということで聞いております。

菅野委員

令和7年度の当初予算と比べると、令和7年度当初が240万円の予算で、令和8年度の予算としては8,500万円というふうに大幅に増えているんですけども、こちらについても計画変更等によって補助対象が変わることを見越して、甲府市の予算と合わせて設定をされたということでもいいのか。改めて、予算が大幅に増えたことについてのどのような事情があるのか、お伺いします。

雨宮都市計画課長 令和7年度の予算につきましては、工事の中でも基礎工事を着手するに当たっての仮設費ということで、今、現地にもあります仮囲いの費用とか、あと掘削に必要なシートパイル、土留めの費用とかになります。令和8年度は本格的な基礎工事ということになりますので、予算の差が出ているような状況になっております。

（住宅・建築物耐震化支援事業費について）

菅野委員

県土の49ページをお願いします。先ほど古屋委員からも質問がありましたけれども、住宅・建築物耐震化支援事業費についてお伺いします。

ここで伺いたいのは、耐震化シェルター等の設置支援についてです。こちらについては、令和6年度から防災ベッドを補助対象に追加したというふうに承知しております。先ほど、利用実績については、令和6年度が7件、令和7年度が6件という答弁がありました。これはシェルターも防災ベッドも含めてのものかなと思いますので、もし、そのうち防災ベッドの利用件数が分かれば教えていただきたいと思います。

米山建築住宅課長 令和7年度については、6件のうちベッドが5件、令和6年度は防災ベッドが3件という実績になっています。

菅野委員 建物自体の耐震化は費用的に難しいという声も聞きますので、ぜひそういった方たちにもシェルター、特に防災ベッドなどというもので身を守る、命を守るということをするために補助金を活用していただきたいと思いますので、より活用しやすいものにしていただきたいと思います。

あと1件ですけど、この事業費を全体で見ると、令和7年度の予算から7,500万円ほど減額になっています。一番下のブロック塀等の安全確保対策ですとか、廃止された事業もありますけれども、例えば、耐震化のPR事業やシェルター等の補助金については、ほぼ同額、またはちょっと増えているという状況なのですが、大幅にこちらの予算が減った要因はどういったものになりますか。

米山建築住宅課長 予算については、まず、令和6年1月に起きた能登半島地震を契機に、時限的ですが、予算を多く計上しております。来年度につきましては、それぞれの市町村の要望や、近年の改修などの実績を基に予算を計上しております。

菅野委員 必要な方たちが必要な補助を活用できるものに、さらに先ほど申しあげましたけれども、補助金自体を、より活用しやすいものにしていただきたいと思いますということを重ねて要望します。

（堰堤改良事業費について）

飯島（修）委員 何点かお伺いしたいと思います。

県土の26ページ、堰堤改良事業費でありますけれども、6か所のダムというふうに承知しています。説明があつたのかもしれませんが、塩川ダムがないのですけれども、何か理由があるのですか。

山川治水課長 この堰堤改良事業費ですが、ダムの長寿命化計画に基づいて行っております。塩川ダム自体は、我々が管理しているダムの中では比較的新しいものでございます。今後、長寿命化計画に基づいて塩川ダムも実施していくのですが、令和8年度の事業としてはないという状況でございます。

飯島（修）委員 それで、ダムの建設時期とか規模も大分違うと思うのですけれども、改良事業費の前に、県土25ページから県土26ページにかけて各ダムの管理費がありますよね。この

管理費を見ると、6つのダムで大体ニアイコールです。9,600万円くらいから1億2,000万円。この改良事業費におきますと、荒川ダムが6,100万円、広瀬ダムが200万円とかなり差があります。当然、ダムによって状況が違うと思うのですが、もう少し詳しく、この差はどのような差なのかということをお聞きしたいと思いません。

山川治水課長 県土26ページの堰堤改良事業費と、今、委員の御質問があったように、県土25ページで管理費も計上してございます。管理費の中を見ていただきたいのですが、管理費の中にも補修工事費というものを見込んでおります。管理費の中にある補修工事というのは、本当に突発的に壊れたものを直すものでございます。

県土26ページの堰堤改良事業費というのは、長寿命化計画で年度ごとにあまり予算額に変動がないように、均等化した形で長寿命化を進めているものでございます。

費用が大幅に増すものとしましては、堤体自体の水を流すところの補修、コンクリート補修工事ですとか、ダムのゲートを動かす電気や、ポンプなどの電気関係、そういうものがございまして、そういうものの補修に対してはお金がかかっていく状況でございます。それぞれの長寿命化計画に基づいて行っているものでございまして、費用差は取りかかった年度も全然違うものですから、その都度都度、変わってくる状況でございます。

飯島（修）委員 予想したとおり、ダムによっていろいろ形状が違ったりということで出てきたものだと思います。

（県営住宅管理費について）

続いて、県土51ページ、県営住宅管理費についてお伺いします。

数字の理解ができなくて、項目予算額には11億8,073万8,000円とありますけれども県営住宅管理費で横棒があつて、8億498万9,000円とあつて、その下の数字が6億346万6,000円、4億1,897万8,000円、これを足し算しても、項目予算額にならないんです。その上のゆとりある住まいづくり推進事業費は、項目予算額が9,558万5,000円。右の事業の概要の住まいづくり推進事業費が、ずばり9,558万5,000円で、その下の各種協議会費が11万円、その下の空き家対策も1,800万円。これを全部足すと9,558万5,000円で、ずばりになるんですけども、最初に申し上げた県営住宅管理費の11億8,073万8,000万円と、右の事業の概要の数字が並んでいるもの、この整合性が理解できないのですけれども、説明していただけますか。

中島住宅対策室長 記載が分かりづらくて申し訳ないのですが、まず、全体の県営住宅管理費の11億8,073万8,000円、これにつきましては、丸があります県営住宅管理費の8億498万9,000円と、次のページの下の方に丸があります県営住宅改善事業費3億7,574万9,000円、この丸がついたところの横にある数字を足したものが11億ということになってございます。

県土51ページに戻りまして、1つ目の丸の8億498万9,000円につきましては、その2行下に公営住宅管理費というのがあります、これが6億346万6,000円。その下の4億というのは、公営住宅管理費のうちの、さらに内訳となりますので、その4億は無視していただきまして、6億346万6,000円のもの、次の52ページへ行きまして、上から11行目ぐらいのところ、特定公共賃貸住宅等管理費1,911万6,000円、これと、ずっとその下へ行きまして、県営住宅経常管理費、その下の訴訟に要する経費、その下の県営住宅駐車場管理に要する経費、これを足したものが8億498万9,000円ということになります。

その下の公営住宅管理費6億346万6,000円というのは、その内訳として、その下の県営住宅の管理が、住宅供給公社と指定管理の2つで行っておりますので、公営住宅の住宅供給公社へ委託している部分が4億1,897万8,000円で、指定管理者に委託している部分が1億8,448万8,000円。これを足したものが、先ほどの51ページの6億346万6,000円という形になりまして、少し分かりにくいですが、小計、中計みたいな感じで表記させていただいております。分かりづらくて申し訳ありません。

飯島（修）委員 これをよく見ると、同じ項目でページが飛んでいるんです。同じ経営住宅管理費が、県土51ページと県土52ページにまたがっているの、ちょっと分かりづらいと思われましたので。ありがとうございました。

次に移りますと、8億498万9,000円の管理費、一言に管理費といっても、いろいろあると思いますけれども、その管理費の内訳をお伺いしたいと思います。

中島住宅対策室長 管理費の内訳ですが、まず、県営住宅の公営住宅、いわゆる低額所得の方に入ってください公営住宅につきまして、住宅供給公社に公営住宅法に基づく管理代行という形で管理を依頼させていただいております。この委託費が4億1,800万円ほどございます。

もう一つ、住宅供給公社の管理以外の部分で、今年度、来年度は、指定管理ということで、芙蓉建設に委託しておりますので、その費用が管理費の内訳となります。

また、県営住宅の中には中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅というのがございますので、そこにつきましては、こちらも住宅供給公社へ指定管理という形で委託している部分と、芙蓉建設に指定管理として委託している部分がありますので、これの住宅を管理するための費用になります。

あと、県土52ページの下の方へ行きまして、県営住宅経常管理費というのは、市町村に対する所在地交付金など、公営住宅を管理するシステムがありますので、そのようなシステムの維持管理費となります。

それら費用の合計が県営住宅管理費ということで8億498万9,000円になります。

飯島（修）委員 県営住宅の管理戸数は87団地、7,613戸ということでありまして、これは、山梨県住生活基本計画というものがあって、県民の福利厚生などにも資すると思

ます。

ただ、やはり今、少子高齢化で、入居率なども考えると、今後、建て替えや改築、耐震化など、こういうことにも多くの費用もかかってくるという中で、需要と供給とか、また、県有資産の有効利用という、こういう観点からすると、令和8年度も含めて、長期的に戸数の削減ということも考えられるかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

中島住宅対策室長 公営住宅は、県土51ページに記載のとおり7,613戸ございます。県営住宅につきましては、やはり人口の将来の推計、そういったものによりまして、公営住宅にそもそも入れる低額所得の方の数というの、当然、人口が減れば減ってくるという形になりますので、県ではそういった人口推計などの統計データを基に、公営住宅の将来の入居者の需要の予測をしております、それに基づきまして公営住宅の長寿命化計画を策定しております。

その計画の中では、2050年を目安に、長期的に、おおむね6割程度の需要にはなるだろうということで、建て替え等、改善等を行いながら、将来的には6割程度の数に順次していくような長期計画を立てて管理運営をしていく方針でございます。

飯島（修）委員 明確な答弁をいただき、ありがとうございました。

当然、費用対効果ということも大事です。もちろん、もう一方では、県民の福利厚生は大事な問題でありますので、引き続き検討していただきながら、県有資産の有効利用ということもしっかり考えて取り組んでいただきたいと思いますし、お願いして終わります。

## 討論

菅野委員

新山梨環状道路用地事務受託事業費、それから道路事業費負担金に反対をします。

新山梨環状道路北部区間においては、周辺環境に及ぼす影響や地元住民の理解が十分得られていないという点などから、会派としては建設に反対をしてきたという経過があります。よって、この事業費予算にも反対です。

山田委員

私は、提案されました令和8年度当初予算に対して賛成の討論を行います。

いずれも、県民生活に喫緊の課題も含めて必要であるということ、さらには各道路網も含めて早急に県民が望んでいるものであります。また、道路補修に関しても急いでやる必要のある箇所もあるということで、県民生活に必要な予算であるので、賛成ということで、議決する必要があるのではないかと考えておりますので、賛成討論とさせていただきます。

採決

採決の結果、起立多数で原案に賛成すべきものと決定した。

## 質疑

（収益的支出について）

菅野委員

まず、県土60ページ、収益的支出についてです。

流域下水道維持管理費としては、令和7年度の予算から約1億4,200万円強、予算が増えています。その予算を増額した理由を伺います。

細田下水道室長 主には人件費や物価高騰による市町村への負担金が増えたことによります。

菅野委員

県土59ページ、収益的収入についてですけれども、同じく維持管理費負担金を見ますと、令和7年度と比べて、こちらは1億4,500万円ほど増えています。こちらは維持管理にかかった費用と関連市町村から入る負担金との増額分がほぼ同額になっているわけです。維持管理費については、原則、受益者負担なので、市町村の負担金で賄うというお考えだと思いますけれども、市町村の負担金が値上がりした場合、その負担金をどうやって工面するかと考えたときには、利用者の下水道料値上げにつながる可能性があるのではないかと思います。その点について県はどのように考えますか。

細田下水道室長 負担金につきましては、各市町村で判断して負担金の額を決めていきますので、今回の負担金の増額によって、それが実質、住民の負担につながることは、また違う話ではないかと思えます。

菅野委員

原則、受益者負担なので、市町村の負担金で賄うものというお考えということと、あわせて、負担金の増額が直接利用者の料金の値上げにはつながらないのではないかということでしたけれども、可能性としては、市町村が、負担金が増えた分をどうするかということを考えて際には、利用者の水道料値上げにつながる可能性はゼロではないと、あるのではないかと考えております。改めて、その点について伺います。

細田下水道室長 ほとんどの市町村では、県への負担金に直結するものは、その市町村の負担金が、一部、一般会計からの繰入れで行っているものなので、市町村でかなりの負担ということであれば、その市町村によって負担金の額を値上げして、そこが住民の負担にもつながるということは確かですけれども、すぐにそれが各市町村によって値上がりをしていくことではないのかなとは思っております。

## 討論

菅野委員

私は、この流域下水道事業会計に反対です。

今、質疑の中で理由は申し上げましたけれども、まず、耐震化とか老朽化など、下水道施設の維持管理は重要だと思いますし、必要な対応だとは思っております。ですが、維持管理に係る費用の増額分は、そのまま流域市町村の負担となります。そして、それはいずれ利用料という形で利用者負担が増える可能性があります。そのことは、一部、

今、答弁でもお認めになったかと思えます。そうした住民への負担増につながる予算には賛成できません。

山田委員 私は賛成の立場から討論させていただきます。  
今言うように、早めに補修をしていくことが非常に大事なことで、その部分において一部住民の負担になることを許容もする中で、長い期間、維持管理をしていくことが大事であるので、この予算に対して賛成といたします。

採決 採決の結果、起立多数で原案に賛成すべきものと決定した。

## ※付託案件

### ※第22号 山梨県建築基準法施行条例等中改正の件

#### 質疑

菅野委員 今回の条例改正に当たりまして、条例改正の内容のところ、幾つか関係条例が上げられておりますが、具体的に、これらの中でこういった施設の利用率等が見直しの対象になるのか。具体例を示していただきたいと思えます。

長田県土整備総務課長 非常に多岐にわたるものになるのですが、例えば都市公園条例で申しますと、富士川クラフトパークを利用する場合のカヌー場のカヌー競技に係る大会等のために利用する場合でありますとか、公園を使用する際の使用料等が多岐にわたりございます。

菅野委員 具体例があまりにも少な過ぎて判断に困るわけですが、実際、こちらに挙げられている利用率全体としては、どの程度上がるのでしょうか。また、その上げ幅は幾らくらいか。少ないところでどのくらい、多いところでどのくらいか。それについて伺います。

長田県土整備総務課長 今回の御質問は、公園の利用率ということによろしいでしょうか。

菅野委員 全体に関わってお伺いします。

長田県土整備総務課長 全体の手数料につきましては、おおむね10%の上昇を見込んでおります。

菅野委員 もう一点、先ほどお聞きしたかったのですが、上げ幅はどのくらいになるのか。その範囲で構いませんのでお示してください。お願いします。

長田県土整備総務課長 上げ幅というのは、上昇分ということによろしいでしょうか。おおむね全体的に10%ということになっております。

菅野委員

聞き方がうまくなくて申し訳ありません。

大体、少ないもので何円くらい、多いもので何円くらいということを伺いたかったのですけれども、先ほど具体例がほとんど示されなかったもので、その辺についても、答弁は、もしかするといただけないかもしれませんが、お分かりになる範囲で。10%程度ということではなくて、金額的にどのくらいかということをお伺いしたかったです。

長田県土整備総務課長 例えば、建築基準法施行条例の場合、建築物の確認申請手数料については、30平方メートル以内のもので、旧料金は7,000円であったものが新料金ですと8,000円になります。

また、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例で申しますと、第9条第1項の規定による確認ということで、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上、0.6ヘクタール未満の場合には19万円でございますが、これが新基準になりますと21万円。

屋外広告物条例によりますと、広告物の種類によりまして、貼り紙につきましては、100枚までごとが470円であったものが、新料金ですと510円などになります。

討論

菅野委員

今、御答弁をいただきましたけれども、物価高騰の影響というのは、県民誰もが実感していることと思います。社会経済情勢等に鑑みというところでは同じ状況だと思えますし、避けられないものです。そうした中、行政等が関わる事業についても、住民負担引上げには反対です。

山田委員

私は原案に賛成でございます。

ここに記載のとおり、条例改正の背景の記載のとおりではないかと思えます。昨今、世間では賃上げもされている中で、こういう行政部分の賃料、利用料が上がらないというのは、バランスが取れないのではないかと思いますので、見合った改定が必要ではないかと思えます。

採決

採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第45号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

菅野委員

こちらの事業については、令和8年度に事業を予定している市町村については同意を得たということで理解をしますが、ただ、急傾斜地が多い市町村には負担が増えることになるのではないかと心配がありますが、その点についてはどのようにお考えか、伺います。

山本砂防課長 崖崩れのリスクが高い市町村の事業費が増えるという御質問でございますが、この事業の実施に当たりましては、県が市町村と協議をする中で、必要な事業箇所をお聞きした上で、地域の声とか状況に精通した市町村と協議をさせていただく中で、事業費を決定しているところでございます。

菅野委員 あわせて、市町村によっては、例えば人口流出などによって財政的に厳しいところもあるのではないかと思うわけですが、その点についてはどうお考えなのでしょうか。

今、御説明いただいた負担金の根拠となる法律についても、負担させることができるという、できる規定ということからも、慎重な検討が必要なケースもあるのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

山本砂防課長 事業費が非常に高くなるというところで、市町村と協議をさせていただいております。市町村としましては、地域の住民の方々の方々の命であったり、財産を守るということが非常に重要だとお考えになるところが非常に多いという状況がございます。ということもありまして、財政的に非常に厳しいというところもございますが、急傾斜地崩壊対策事業の実施が行われる中で、ここの事業の優先度が高いということで、事業の実施について御要望をいただいているというところがございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第9号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

続けて、執行部から「社会資本整備重点計画」について報告したい旨の申し出があり、内容について説明を受けた。

## 質疑

（街路樹及び都市公園における樹木の管理について）

望月（大）委員 危険木、倒木、最近、報道にもあるように、街路樹や都市公園の中での樹木の管理の部分でお伺いをしたいと思います。もしかしたら、老朽化の対策で社会資本整備の重点計画にも入っているのかもしれませんが、全般的にお伺いをしたいので、所管のほうでお伺いさせていただきたいと思います。

現在、県においては、県道や都市公園ということで、倒木で通行止めといったことも県内でもあったと思いますけれども、今年度ベースで構いませんけれども、今年度、発

生じたケースがあるのか。または、県として倒木するリスクといったものの把握をしているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

金子道路管理課長 倒木による通行止めというのは、今年度も発生はしております。ただし、街路樹とか、そういうものの倒木ではなくて、主に山間部の斜面で、例えば、道路区域外から倒れてきた樹木による倒木とか、そういうものは何件か発生しております。

街路樹に関して、倒木のリスクとか、そういったものを把握しているかということですが、県の道路管理においては、通常、日常のパトロール、それから定期的に行っています剪定とか、そういったときに樹木の様子等を見て、樹勢とか、危険な状態にあるとか、そういう疑わしいものについては、その都度、樹木医など専門知識のある方に相談するなりして対応しているという現状でございます。

吉野景観まちづくり室長 都市公園の樹木におきましては、都市公園樹木の点検・診断に関する指針とされるものが国土交通省から出ております。通常、この中で基本は日常点検に置かれておまして、日常点検を行う中で、葉のつき方、もしくは幹の菌類の発生とか、そのほか剪定等で枯損木が多いと、そういった状況が確認されれば、先ほどの街路樹と同じように、樹木医ないしは植栽業者等の確認をしながら、危険があれば、その必要な措置を取るということを繰り返しております。

望月（大）委員 そういったフローがあるということで確認をさせていただきましたが、今年度、そういったケースがあったのかどうか。どれくらいの危険木というか、そういったリスクがあるのかという状況を把握したいのですけれども、樹木医等に相談をして、伐採まで行ったというケースがどれくらいあるのか、把握していればお伺いしたいと思います。

金子道路管理課長 申し訳ありません、具体的な数については、把握はできておりません。

吉野景観まちづくり室長 公園の樹木の状況でございますが、ここ数年において、枯損している状況で伐採まで至ったといった状況はございません。当然、公園の財産でもありますから、そういった状況があれば、指定管理者等を通じて、所有者である県のほうにも相談がかかるということで、そういった中から指定管理者等からそういった相談はございません。

望月（大）委員 山梨県内については、そんなに大きな被害がないのではないかと思いますけれども、県だけではないので、市町村道があったり、市町村が所有する公園などもあると思いますけれども、当然、国から通知・指導が来て、連携というか、県からの指導といったことはされているのでしょうか。

金子道路管理課長 今、委員のおっしゃったとおり、何かあれば、その都度、国からも通知等ございますので、そういったものを市町村に対して情報共有をするなど、そういったことをこれまでしております。今、国のほうで、街路樹の定期点検に関する管理の指針を検討しております。その結果が、近々まとまるという話もございますので、そういったもの

が出た段階で、県といたしましても、市町村に対して、そういった指針の周知も併せて指導を行っていきたいと考えております。

吉野景観まちづくり室長 公園のほうですけれども、市町村の公園となると、当然、所有者が市町村ということになります。先週、東京世田谷区の砧公園で倒木事故がございましたが、こういったことが起これば、国のほうから、また改めて情報の共有がされると思います。そういったものが来れば、また市町村にも展開していくというような形になります。

望月（大）委員 全体的に把握をさせていただきました。

樹木の場合は高齢化といったものも最近よく耳にすることが多くなって、先ほど吉野室長が言われたように、倒木で死亡するケースも起きているということです。例えばブロック塀が落ちたときもそうでありましたし、危険交差点になっていて、車が突っ込んでしまったような、そういう状況もありました。今回、これだけの老木が、それだけ年数が過ぎて、いよいよそういったところに対してしっかりリスク管理をしていかなければいけないのかなと感じた次第でありますので、ここは市町村ともぜひ連携をして、国の方針が出る前に、例えば、総点検といったものも含めて、検討していただきたいと思います。ここは街路樹ということで、今後そういった部分をぜひお示ししていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

金子道路管理課長 先ほども申し上げましたように、国のほうで検討している指針等、その内容も踏まえまして、市町村と一緒に、道路のメンテナンスの関係の会議等も設置しておりますので、そういう場等々も通じて、今後も市町村といろいろと連携を図りながら、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

（県営住宅の空き家対策について）

古屋委員

1点お聞きします。

県営住宅の空き家対策についてお伺いしたいと思います。

先ほど飯島委員からも話がありましたが、現在、県営住宅が7,600戸以上あるようではありますが、空き家の件数と空き家率はどんな状況になっているのか、お聞きします。

中島住宅対策室長 現在、県の公営住宅の、まず入居率、イコール空き家率ですが、76%程度になっておりまして、空いている住戸の戸数は約1,600戸となっております。

古屋委員

高いか、低いかというのは、なかなか難しいわけですが、私の感覚からいけば、少し高いかなと思っています。人口がどんどん減っていく中で、こういった県営住宅の管理・運営というのは、これからどのように管理していくのか、お聞きしたいと思います。

中島住宅対策室長 先ほど飯島委員の御質問に対して少し説明させていただきましたが、人口推計などの統計データに基づいて、将来の公営住宅に入居可能な住宅を困窮する世帯の推計を行

っております。その結果に基づいて、県営住宅につきましては、現在7,600戸ほどあるのですが、計画的に住戸数を削減していく方針を基に管理をしている状況でございます。

また、併せて、当然、老朽化による入居率の低下もありますので、建て替えや計画的な改善を行っております、居住者の入居の環境の改善も併せて図っているところでございます。

古屋委員

先ほどの答弁からいくと、2050年に約6割程度に減らしていくという、こういう目標を持っているようですが、私、ちょっと提案したいのですが、山梨市では、市営住宅を某高校の学生たちに使ってもらおうということで、学生利用にこれからしていくというような話もございます。したがって、例えば、東山梨駅周辺には県営住宅が建っております、大変利便性もいいわけでありまして、そういった意味からすれば、減らすばかりではなくて、子育ての観点からも、そういったところに少しは視点を当てて、この空き家対策もこれから考えていってもらいたいと思うのですが、その辺についての御見解はいかがでしょうか。

中島住宅対策室長 県営住宅につきましては、かねてより空き室が多いということございまして、まず、本来入居の促進を図るため、県としましては、昨年度、単身世帯だとか、子育て世帯の入居要件、入れる人の収入を上げてみたり、単身で本来は入れなかったものを入れるようにしてみたりということで、本来の入居者の入居の促進、また、今年度はどうしても保証人が立てられなくて入れない人が出てしまっただけは困るということで、保証人を確保できない方の入居要件の緩和など、本来入居の促進も行ってきました。

また、昨年10月からは、公営住宅法が改正されまして、見守りが必要な住まいとして、社会福祉法人などの居住支援法人に公営住宅をお貸しして活用することが可能となっております。

現在、峡東方面におきまして、居住支援法人と協議を進めておりまして、そういった活用ができるように、現在取り組んでいるところでございます。

また、学生入居の件につきましては、9月の委員会でも臼井委員のほうから御指摘もいただいております。現在、ちょっと高齢化もしてきて、活性化がなくなっている貢川団地をモデルに、大学生の入居についても検討を進めておりまして、貢川団地に近い県立大学の御協力をいただきながら、まず学生の入居の需要があるか、学校を通じて学生の皆さんにアンケートの形で需要調査を実施しているところであります。

引き続き、入居促進や建て替えなどによる居住改善による入居促進、そういったことも踏まえて、委員御指摘の有効活用についても進めていきたいと考えております。

古屋委員

いろいろな角度で御努力いただいていることがよく分かりました。引き続き、ただ老朽化していくのを待っているのではなくて、やはりそこは一步踏み込んで、県民目線でしっかり取り組んでいただくことを要望して終わります。

その他

- ・ 明3月10日午前10時に委員会を開き、森林環境部関係の審査の続きを行うこととさ

れた。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄